

■平成29年度第6回（第274回）都市経営戦略会議結果概要

【日 時】 平成29年9月27日（水） 午前10時45分～午前11時45分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、遠藤副市長（途中退席）、日野副市長、水道事業管理者、教育長、技監、都市戦略本部長、総務局長、財政局長、総合政策監、経済局長

【議 題】 旧岩槻区役所敷地におけるにぎわい交流施設「（仮称）にぎわい交流館いわつき」の整備について

< 提 案 説 明 >

旧岩槻区役所敷地におけるにぎわい交流施設「（仮称）にぎわい交流館いわつき」の整備について、経済局から次のような説明があった。

- ・ 本件は、旧岩槻区役所敷地におけるにぎわい交流施設の整備について、地域住民にご意見をいただくため提示する案として、現在策定に取り組んでいる基本構想（案）と基本計画（案）を審議いただくもの。
- ・ 本事業は、平成24年度「岩槻まちづくりマスタープラン」で整備の検討を開始し、平成28年度に「旧岩槻区役所敷地機能配置調査検討」を経済局で実施。
- ・ 「旧岩槻区役所敷地機能配置調査検討」では、にぎわい交流施設のコンセプトや必要な機能の整理を行った。
- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に合わせて、平成31年度末開館予定の「（仮称）岩槻人形博物館」との同時開館を目指し、取り組んでいるところ。
- ・ 基本構想（案）の審議のポイントは（1）「（仮称）にぎわい交流館いわつき」のコンセプト、（2）施設の利用イメージ、（3）全体構成のイメージ、（4）敷地配置の4点。
- ・ （1）「（仮称）にぎわい交流館いわつき」のコンセプトについて、「岩槻の“新しい楽しみ”が見つかる場所」を設定した。にぎわい交流施設は、住民や来街者がそれぞれの想いで心地よく過ごせる場所、岩槻の魅力を知ることができる場所、岩槻の新しい魅力を創り出す場所として整備するものとする。
- ・ （2）施設の利用イメージについて、日常的な利用では、来街者にとっては「まち巡りの発信拠点」又は「中継拠点」、地域住民にとってはまちなかの「居心地の良い空間」として、また、イベント時の利用では、岩槻まつり（ジャンボひな壇）など、駐車場も含めた広場前面を「にぎわい空間」として利用されるものとした。
- ・ （3）全体構成のイメージについて、「知る」、「体験する」、「飲む・食べる」、「買う」、「集う」、「過ごす」、「体験する」、「休憩」に機能を整理し、1階はインフォメ

ーション、飲食スペース、物販スペース、コミュニティスペース、オープンスペース、テラス、2階は大人数を収容できる学習スペースや体験スペースとしての活用が可能なオープンスペースで構成した。各フロアにはトイレを多く配置し、休憩機能を充実させる。

- ・ (4) 敷地配置について、「旧岩槻区役所敷地利用計画」において敷地北側の配置を候補とし、「旧岩槻区役所敷地施設基本計画与条件整理」では「(仮称)岩槻人形博物館」との複合施設ではなく、単独館としての配置が望ましいとされており、施設の機能配置が柔軟にでき、かつ、広場空間が一体利用できる配置として、敷地内木の下小路沿いの配置とした。
- ・ 次に、基本計画(案)の審議のポイントは(1)施設計画(配置及び形状)、(2)運営手法についての2点。
- ・ なお、ここまでの説明のとおり、本施設は、地域産業振興やコミュニティ活性、観光振興、歴史文化伝承などの機能を有する「住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設」であることから「公の施設」に位置付けられる施設である。
- ・ (1)施設計画(配置及び形状)について、基本構想(案)全体構成のイメージを施設に具体的に配置した。外見的特徴として、「(仮称)岩槻人形博物館」と同系統の色合いと、町屋をイメージした造りが求められる。
- ・ 施設の建設については、鉄骨造とコンテナ造を比較した。結果、建設費についてはほぼ差がなく、「(仮称)岩槻人形博物館」との一体的整備と城下町のまちなみのイメージとの親和性を考慮するとコンテナ造の施設は馴染まないこと、また、現時点において岩槻区役所移転の可能性に関しコンテナリース期間の算定が困難なこと、さらに、岩槻まちづくりの拠点としてかつての宿場町である景観形成の先導的役割を担う必要があり鉄骨造は設計レイアウトの自由度が高いことから、鉄骨造とすることとした。
- ・ 施設の整備手法については、公の施設について想定される整備手法「公設」、「PFI事業」、「定期借地権」を検討した。「PFI事業」、「定期借地権」ともに担い手となる事業者の獲得が困難であることが想定されることや、この場合工程に大幅な遅れが生じ「(仮称)岩槻人形博物館」との同時開館が困難になることが懸念されることなどから「公設」とすることとした。
- ・ (2)運営手法について、公の施設について想定される運営手法「指定管理」、「公営」、「貸付」を検討した。「貸付」では運営事業者の発掘が困難であること、また、「公営」よりも人件費コストが低廉で柔軟な運営が可能であり、本施設のコンセプトについて民間事業者等の能力やノウハウを幅広く活用し、効率的・効果的な管理運営が可能であることから「指定管理」とすることとした。なお、岩槻のまちが培ってきた歴史や文化、それを支える産業をもとにまち全体がにぎわう場として施設運営を行うため、指定管理の要件として「岩槻の歴史・文化に関連し、地域密着型の自主事業を行うこと」が求められる。
- ・ 以上の基本構想(案)、基本計画(案)の方向性で、地域住民等へ説明し、意見交換等を行いたい。

< 意見等 >

- ・ 行政サービス機能は施設にどのように位置付けられているのか。
- 自治会など地域住民が利用する交流の場としてコミュニティゾーンを設ける。行政サービス機能として、オープンスペースを活用してコミュニティ機能を提供する。
- ・ 施設の機能について、地域住民と十分に意見交換を行ってほしい。
- ・ にぎわい創出の観点で、来街者向けの商業的な機能は十分なのか。
- 施設内ショップでの物販のほか、施設内外で開催するイベントを活用していく想定。
- ・ イベントを効果的に運用していくため、地域の声をしっかり聞いてほしい。
- ・ 鉄骨造での施工について、計画する開館時期に間に合うのか。
- 開館に向けてタイトなスケジュールであるが、鉄骨造の工期確保は可能。
- ・ 「(仮称)岩槻人形博物館」や地域の催し物と連携したイベントなどのソフト事業を行うことがにぎわいの創出について重要。年間を通して施設においてどのようなソフト事業を稼働していくか、活用の具体的なイメージがあったほうがよい。
- ・ どういうものがこの施設で行われるのかということを具体的にイメージしておかないと、施設の機能の使い勝手が悪かった、建物の構造で行えなかった、ということになる。実際の使い勝手が見えた形で施設機能・構造を作っていかなければならない。大きなイベントの開催だけでなく、それ以外の使い勝手についても想定しながらハードの整備に取り組むことが重要。
- ・ 教育委員会が小学校の社会科見学や生活科の活動などにおいて歴史文化遺産の学習をするための拠点としてこの施設を活用する場合、その活用方法について具体的にイメージをして施設の機能・構造を考えていくような検討を行ってほしい。

< 結果 >

- ・ 経済局発議の旧岩槻区役所敷地におけるにぎわい交流施設「(仮称)にぎわい交流館いわつき」の整備については、地域住民にご意見をいただくため提示する案として、原案のとおり了承とする。ただし、以下の点に留意すること。
 1. 必要な施設機能・構造は、活用の具体的なイメージに基づくものであることから、教育委員会や「(仮称)岩槻人形博物館」等と連携して施設を活用する場合等、活用の具体的なイメージを明確にし、また、地域住民の意見を十分に検討した上で、11月の都市経営戦略会議において基本構想(案)・基本計画(案)を諮ること。

< 会議資料 >

(資料) 旧岩槻区役所敷地におけるにぎわい交流施設「(仮称)にぎわい交流館いわつき」の整備について